

○オーバーアーケード設置指導指針について（通知）

（昭和５９年１１月１日新指第１２８８号）

改正 平成１７年１月２１日 新消指第１５７０号

みだしのことについて、国からの通達「アーケードの取扱いについて」（昭和３０年２月１日国消発第７２号）及びこれまでに設置された古町７番町並びに本町６番町のオーバーアーケードの指導事項に基づき、別紙のとおり整合し、今後この指針に基づき指導することとしたので通知します。

別紙

オーバーアーケード設置指導指針

新潟市消防局

アーケード（オーバーアーケード）の取扱いについて（昭和３０年２月１日国消発第７２号）の設置基準に基づく消防に関する設置指導指針は、次のとおりとする。

１ 消火足場

オーバーアーケードの屋根には、側面建築物の消火活動を容易にするため、道路の延長方向に沿う消火足場（以下「縦断消火足場」という。）及び延長方向に連絡する消火足場（以下「横断消火足場」という。）を設けること。

（１）設置位置

縦断消火足場及び横断消火足場幅員は０．６メートル以上とし、横断消火足場の間隔は６メートルとすること。

ただし、横断消火足場の間隔が消火活動上支障がないと判断される場合は、この限りでない。

（２）構造

ア 手すり

消火足場には、高さ０．８メートル以上の手すりを設けるとともに、積雪時にお

ける消火足場の位置が確認できるよう、 1.5メートル以上のポールを要所に設けること。

ただし、ポールの位置については、消火足場に積雪時の融雪対策が講じられ、又は構造的に積雪がないものは、この限りでない。

イ 材質及びすべり止め

材質は、耐久性に富み、かつ、耐食性を有するものを使用し、消火足場にはすべり止めの処置を施すこと。

ウ 消火足場上において、地上から容易にホースを引きあげられる構造とすること。

2 消防隊登はんはしご

オーバーアーケードの消火足場には消防隊が容易に到達できるよう、消防隊登はんはしごを設けること。

(1) 設置位置

消防隊登はんはしごは、固定式とし道路の延長50メートル以下ごとに設けること。

ただし、街区又は水利の状況により消防活動上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

(2) 構造

ア 縦棒及び横棧

縦棒の間隔は、内法寸法30センチメートル以上50センチメートル以下とし、横棧は縦棒に同一間隔に取付けられたもので、かつ、当該間隔は、25センチメートル以上35センチメートル以下であること。

イ 材質

耐久性に富み、かつ、耐食性を有すること。

(3) 標識

消防隊登はんはしごには、見やすい箇所に標識を設けること。

3 連結送水管

オーバーアーケードには、消防隊がすみやかに消火活動が行われる連結送水管を設けること。

(1) 設置位置

ア 送水口

送水口（双口形）は、地盤面から高さ0.5メートル以上1メートル以下とし、道路の延長50メートル以下ごとに消防ポンプ自動車容易に接近することができる箇所に設けること。

イ 放水口

放水口（双口形）は、縦断消火足場面から高さ0.5メートル以上1メートル以下とし、設置間隔は25メートル以下ごとに設けること。

(2) 構造

ア 送水口

送水口の結合金具は差込式のものとし、その構造は消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年1月29日自治省令第2号）（以下「省令第2号」という。）に規定する呼称65の受け口に適合するものであること。

イ 放水口

放水口の結合金具は差込式のものとし、その構造は省令第2号に規定する呼称65の差し口に適合するものであること。

ウ 配管

配管は専用とし、その内径は100ミリメートル以上とするとともに、消防法施行規則第12条第1項第6号の規程に基づき設けること。

エ 標識

送水口及び放水口には、消防法施行規則に基づく標識を見やすい箇所に設けること。

4 コンセント設備および投光器

消火活動を容易にするため、コンセント設備及び投光器を設けること。

(1) コンセント設備

ア 設置位置

コンセント設備は、縦断消火足場に沿い 3 5 メートル以下ごとに設けること。

イ 構造

電気工作物に係る法令の規定に基づき設けること。

(2) 投光器

ア 設置位置

投光器は縦断消火足場に沿い 7 0 メートル以下ごとに設け、格納箱に収納しておくこと。

イ 構造

投光器は、 1 0 0 V 5 0 0 W 以上とし、接続コードは 3 5 メートル以上のものを設けること。

5 排煙装置

火災発生の際、オーバーアーケード内に滞留する煙を有効に排煙するため、屋根面の面積の 5 分の 2 以上を地上から簡便、かつ、確実に開放しうる装置を設けること。

6 非常警報設備

火災発生の際、区域内にいる者に周知させるため、非常警報設備を設けること。

(1) 設置位置

オーバーアーケード内側面建築物に沿い 5 0 メートル以下ごとに設けること。

(2) 構造

消防方施行令第 2 4 条及び同法施行規則第 2 5 条の 2 に基づき設けること。

7 消防隊用進入はしご

4 階建以上の側面建築物には、消防活動を容易にするため、消防隊が消火足場から側

面建築物の４階に進入できる固定はしごを設けること。

８ スプリンクラー設備

オーバーアーケードに面する５階建以上の側面建築物には、全階に消防法令に規定するスプリンクラー設備を設けること。

ただし、前記５の基準による開放部分を活用し、はしご車等で消防隊が容易に側面建築物に進入できるもの、又は前記７の消防隊用進入はしごを延長し、各階に活動の拠点となるバルコニーを設けた場合については、この限りでない。

９ 維持管理

オーバーアーケードを設置した関係者の中から、防火責任者を定め、施設の維持管理に努めるとともに、火災等の災害が発生した場合の通報、避難に関する協力体制の確保に努めること。

１０ 点検及び報告

消防法第１７条の３の３の規定による点検を実施し、維持管理を努めるとともに、その結果を３年に１回消防署長に報告するものとする。

１１ その他

- (１) この指針に基づき指導を行なう際、オーバーアーケードの位置、構造、規模等の状況から、この指導指針によりがたい場合は関係機関と協議の上指導するものとする。
- (２) 現に存するオーバーアーケードで、この指針にそぐわない部分は従前の指導事項によるものとする。
- (３) この指針は、昭和５９年１１月１日から運用するものとする。

附 則

この規程は、平成１７年２月１日から施行する。